

山梨地方最低賃金審議会
令和3年度第1回 特定最低賃金合同専門部会 議事録

1 日 時：令和3年9月29日（水）午後3時29分～午後4時23分

2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：

電気部会：公益代表：伊藤委員、鷹野委員

労働者代表：数野委員、小林委員、三輪委員

使用者代表：一之瀬委員、上野委員、菊地委員

自動車部会：公益代表：伊藤委員、岡松委員、鷹野委員

労働者代表：雨宮委員、飯沼委員、櫻井委員

使用者代表：金井委員、川島委員、内藤委員

事務局：田村労働基準部長、太田良賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

(1) 特定最低賃金改正の審議日程について

(2) 資料説明

(3) 基本的見解の発表及び改正審議

(4) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

それでは、定刻より若干早いですが、皆様御揃いのようなので始めさせていただきます。

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会、第1回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会及び第1回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の合同専門部会を開催いたします。

委員の皆様の辞令につきましては、机の上に置かせていただいております。御確認をお願いいたします。

なお、行政手続における押印の廃止の流れを受けまして、今回から公印を廃止していることにつきまして、御承知おきいただきますようお願いいたします。

本日は、公益側、石垣委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、各部会につきまして、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の

御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、専門部会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、本専門部会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたことを併せて御報告いたします。

本日は、本年度最初の専門部会ですので、部長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第の2、労働基準部長の田村から委員の皆様へ御挨拶申し上げます。

(労働基準部長)

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

併せまして、先ほど開催されました最賃審本審からの委員におかれましては、お疲れのところを恐縮に存じますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本年度第1回目の特定最低賃金専門部会の合同専門部会の開会に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

これから皆様に御審議いただきます、電気及び自動車関係の特定最低賃金につきましては、8月23日に開催されました第4回の本審におきまして、改正の必要性あり、との答申を受けまして、同日、山梨労働局長から改正の諮問を行い、本部会の設置及び本日の開催に至ったものでございます。

本年度もコロナ禍における審議となり、委員の皆様には、難しい御判断をいただくこととなりますが、関係労使の皆様方がこれまで長年築き上げてこられた信頼関係の下で、御審議を円滑に進めていただき、是非全会一致で決定をしていただきますよう、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、本部会開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(賃金室長)

続きまして、各委員の御紹介になりますが、御手元に委員名簿と配席表をお配りいたしておりますので、誠に恐縮ですが、これをもちまして御紹介に代えさせていただきます。

(賃金室長)

続きまして次第の3に入ります。

最低賃金法第25条第4項の規定に基づき、部会長及び部会長代理を、公益委員の中から選出していただくこととなります。

いかがいたしましょうか。

(岡松委員)

公益委員の岡松でございます。

事前に部会所属の公益委員の中で調整をしました結果、電気、自動車、いずれの部会につきましても、部会長を鷹野委員、部会長代理を伊藤委員にお願いしたいと思います。

(賃金室長)

ありがとうございます。

ただいま、岡松委員から御提案がありました、電気、自動車、いずれの部会につきましても、部会長を鷹野委員、部会長代理を伊藤委員にお願いするとの御提案についてお諮りいたします。

いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(賃金室長)

ありがとうございます。

それでは、全会一致で、電気及び自動車のそれぞれの部会長及び部会長代理の選出がなされましたので、御手元の各専門部会の名簿の鷹野委員の左に二重丸を、伊藤委員の左に丸の記入をお願いいたします。

それでは、両部会の部会長となりました鷹野委員に御挨拶をいただきまして、以後の議事進行をお願いいたします。

(鷹野部会長)

ただいま御選任いただきました鷹野でございます。

昨年は、コロナ禍の非常に難しい情勢の中で、部会では全会一致に至らず、本審を開いて決議を行いました。

本年度につきましては、これまで培ってきました労使の信頼関係のもと、是非、全会一致により本部会が結審できますよう御協力をお願いしまして、就任にあたっての御挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

【 議事（１） 特定最低賃金改正の審議日程について 】

（鷹野部会長）

それでは、議事に入りたいと思います。

１、特定最低賃金改正の審議日程について、事務局から御説明をお願いします。

（賃金室長）

それでは、説明いたします。着座にて失礼いたします。

御手元にお配りしております、一枚紙の山梨地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会日程案を御覧ください。

各委員の皆様におかれましては御多忙の中、日程調整に御協力いただきましてありがとうございました。

御手元にお配りしました案のとおり日程を決めさせていただき、メールにて日程案をお知らせしておりますが、改めまして、御了承いただきたいと思います。

具体的な日程につきまして申し上げますと、まず、電気の部会につきましては、第２回を10月7日木曜日、午前10時から、第３回を10月14日木曜日、午前10時からと設定させていただいており、この日までに結審いただくことを想定しております。

一方、自動車の部会につきましては、第２回を10月5日火曜日、午後1時30分から、第３回を10月12日火曜日、午後1時30分からと設定させていただいており、この日までに結審いただくことを想定しております。

会場につきましては、いずれも、山梨労働局の1階の大会議室を予定しております。

結審に至ったものの、部会におきまして、全会一致とならなかった場合に備えまして、10月21日木曜日、午前10時から第6回の本審を開催する予定としております。

さらに、部会におきまして全会一致で結審した場合、または部会で全会一致に至らず本審におきまして結審した場合のいずれにおきましても、結審後、特定最低賃金の改正につきまして労働局長あてに答申をいただくこととなります。

この答申の要旨を公示した後、関係労使から異議申出がなされた場合には、当該異議申し出について審議する本審、いわゆる異議審を開催することとなります。

この異議審を開催する場合につきましては、別途本審の委員の皆様の日程調

整をさせていただくこととなります。

なお、例年、特定最低賃金につきましては、異議の申出はなされておられません。

以上でございます。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対して、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(鷹野部会長)

それでは、今後、各部会につきましては、事務局から示された日程に従って開催していくこととさせていただきます。

【 議事 (2) 資料説明 】

(鷹野部会長)

次に、議事の2、資料説明に移ります。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、山梨地方最低賃金審議会審議資料、参考資料及び関係規定・法令集の3つの資料を使用して説明させていただきます。

今回、初めて部会の委員に就任いただきました委員の方もいらっしゃいますので、最低賃金や最低賃金審議会につきまして、基本的なことも一部説明させていただきます。

まず、地域別最低賃金と特定最低賃金について説明させていただきます。

参考資料の1ページを御覧ください。

最低賃金につきましては、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

地域別最低賃金は都道府県ごとに定められており、原則として、産業や職業の種類を問わず、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者と労働者を1人でも使用している全ての使用者に適用されることとなっております。

山梨県最低賃金につきましては、山梨地方最低賃金審議会の本審及び専門部

会におきまして、7月と8月に御審議いただき、838円から866円に改定され、10月1日に発効予定となっております。

次に、特定最低賃金につきましては、それぞれ該当する産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定されて適用されるものでありまして、山梨県内を適用地域としております特定最低賃金としましては、御手元に配布しております審議資料の1ページを御覧いただきたいのですが、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金と山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の2種類がございます。

皆様に御審議いただきますのは、この電気関係と自動車関係の最低賃金になります。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金を上回るものとされており、現在の最低賃金額は、電気が1時間914円、自動車が1時間919円となっております。

次に参考資料に戻っていただき、5ページを御覧ください。

山梨地方最低賃金審議会の構成図になります。

この図の右側が特定最低賃金に関するものとなり、特定最低賃金検討委員会と特定最低賃金専門部会がございます。

次に参考資料の7ページを御覧ください。

特定最低賃金の改正の手続きが示された図になります。

特定最低賃金につきましては、関係労使からの申し出を受け、まず、労働局長が、改正決定の必要性の有無について、最低賃金審議会に諮問を行います。

当該諮問を受け、審議会では、特定最低賃金検討委員会を設置して、改正決定の必要性の有無について審議いただくこととなります。

これが、この図の上の段の点線で囲まれた部分となりますが、この検討委員会は、8月17日に開催され、改正決定の必要性ありとの結論となり、その後、8月23日に開催されました最低賃金審議会の第4回の本審におきまして、労働局長あてに答申をいただきました。

この答申を受けまして、今度は労働局長が特定最低賃金の改正決定について、同日に、改めて諮問を行わせていただき、本日から開催の特定最低賃金専門部会におきまして、審議いただくこととなりました。

7ページの資料の図では、下の段の点線で囲まれた部分が専門部会における審議となります。

その後の流れですが、専門部会におきまして、特定最低賃金の改定額を決定いただき、労働局長あてに答申をいただきますと、当該答申の要旨を15日間公示いたします。

この15日間は、関係労使からの異議申出を受け付ける期間となっておりますし

て、この期間中に異議申出がなければ、その後官報公示を行い、30日経過後に改定額の効力が発生することとなります。

一方、異議申出がなされた場合には、先ほどの日程説明の際にも触れさせていただきましたが、当該異議申出につきまして、改めて本審、いわゆる異議審を開催して、審議いただくこととなります。

異議審を経て改定額が確定した後は、官報公示を行い、30日経過後に効力が発生するという流れになります。

次に参考資料の、少し飛びまして、15ページを御覧ください。

平成14年の中央最低賃金審議会の了承事項である、中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告の、真ん中より少し上の丸3におきまして、金額審議については、全会一致の決議に至るよう努力することが望ましい、とされております。

この点に御留意いただきまして、本専門部会におきましては、労使の御協力のもと、全会一致による決議をできる限りお願いしたいと存じます。

この全会一致に関係しまして、専門部会の専決につきまして説明させていただきます。

御手元に配布しております、関係規定・法令集を御覧ください。

この規定・法令集の1ページを御覧ください。

これは、本年度における山梨地方最低賃金審議会の運営について定めた規定になります。

下から5行目になりますが、第1の2のかっこ2の工で、専門部会の決議をもって本審の決議とする旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限る、とされております。

この規定を踏まえまして、8月23日に開催されました第4回の本審におきまして、専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすることにつきまして、事前に決議をいただいております。

このため、専門部会の金額決議が全会一致であった場合には、そのまま山梨地方最低賃金審議会の決議となりまして、改定額の労働局長への答申に至ることとなります。

専門部会における決議が全会一致でなかった場合につきましては、10月21日に予定している本審におきまして、採決の上、決定いただくこととなります。

続きまして、審議資料の方の3ページを御覧ください。

これは、令和2年3月末日現在の最低賃金の全国加重平均額の一覧表になります。

令和2年度の地域別最低賃金の加重平均額は902円でしたが、朱書きで追記してございますとおり、今年度、全国における地域別最低賃金が10月に改定さ

れますと28円上昇し、930円となる見込みになっております。

次に、赤線を引いてございますが、特定最低賃金の電気関係の全国の加重平均額は890円、自動車関係は934円となっております。山梨では、電気の特
定最低賃金は全国の加重平均額より高く、一方、自動車の特定最低賃金は全国
の加重平均額よりも低い状態となっております。

次に5ページを御覧ください。

昨年度の全国における特定最低賃金の審議結果が記載されております。

次に7ページを御覧ください。

平成22年度以後の、全国における特定最低賃金の年内発効状況の一覧表にな
ります。

特定最低賃金の改定につきましては、年内発効を目指すこととされておしま
して、実際、その多くが年内に発効されている状況となっております。

次に9ページを御覧ください。

全国の各都道府県における電気関係と自動車関係の特定最低賃金の発効日を
記載した一覧表になります。左側が電気関係、右側が自動車関係となっていま
す。

山梨県の昨年度は、電気、自動車ともに発効日が令和3年1月14日となり、
年内発効とならなかったことがおわかりになるかと思えます。

次に11ページを御覧ください。

いつ答申をいただくと、異議申出期間や官報公示の手続きに要する日数を考
慮して、最短でいつ改定された特定最低賃金が発効となるかを一覧にした表と
なります。

一番左の列が答申日、一番右側の列が答申日に対応した発効日となっております。

12ページを御覧いただきますと、赤線を引いておりますが、年内ぎりぎりの
12月31日に発効するためには、11月1日の月曜日までに答申をいただく必要が
あることとなります。

次に13ページを御覧ください。

山梨県の特定最低賃金改正の推移で、平成元年度から令和2年度までの一覧
になっています。

一番右側の列には、採決の状況につきまして、白丸、全会一致、黒丸、使側
全員反対、黒三角、労側全員反対等と表しています。

多くは、白丸、全会一致となっていることがお分かりいただけると思えます。

次に15ページを御覧ください。

山梨県の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移の一覧表になります。

各年の引上げ額と引上げ率も記載してございます。

次に17ページと19ページは、電気関係、自動車関係の最低賃金推移一覧表となり、一覧表の右側には未満率と影響率も記載しております。

未満率とは最低賃金額を改正する前の段階で最低賃金額を下回っている労働者の割合で、一方、影響率とは新しい最低賃金額に改正された後に改正後の最低賃金額を下回る事となる労働者の割合のことをいいます。

次に21ページからを御覧ください。

常用労働者の一人当たりの、平均の1か月の所定内給与額と労働時間の推移になります。

山梨県が毎月公表しております毎勤統計から毎月の数値を拾いまして、令和2年1月から令和3年4月までを集計したのになります。

21ページが全産業と製造業、22ページがE28電子部品・デバイス・電子回路製造業とE29電気機械器具製造業、23ページがE30情報通信機械器具製造業とE31輸送用機械器具製造業になっております。

ちなみに、E28などの記号は、日本標準産業分類の中分類を表しています。

次に25ページからを御覧ください。

昨年度の賃金構造基本統計調査結果の一部を記載したもので、25ページは全国の状況、26ページは県内の状況を示しています。

一番右側の、時間換算額は、所定内給与額を所定内実労働時間数で割ったものとなります。

次に27ページを御覧ください。

これは、本年度の最低賃金に係る基礎調査結果のうち、電気関係と自動車関係をとりまとめた表になります。

一番左側の賃金の階級の幅ですが、現在の特定最低賃金額近辺、具体的には911円から次のページの970円までにつきましては1円刻みとしておりますが、その他の階級につきましては10円刻み又は100円刻みとしております。

また、各欄の上の数字はその階級までの累積の労働者数を、かっこ内の数字は累積の労働者数の全体に占める割合を表しています。

なお、電気、自動車それぞれの最低賃金未満の階級部分につきましては、グレーで色付けしてございます。

次に29ページと30ページを御覧ください。

これは27ページと28ページの表のデータをグラフ化したもので、29ページが電気、30ページが自動車になります。

各階級の労働者数は、累積の数ではなく、当該階級の人数を表しています。

電気、自動車、それぞれのグラフを見ていただきますと、電気は914円、自動車は919円と、最低賃金額のところの一つの山があり、それより上の金額では、特に電機の方で顕著となっておりますが、920円や950円といった数字の切

りがよいところに山があることが見て取れます。

次に31ページと33ページを御覧ください。

本年度の最低賃金に係る基礎調査結果に基づいた、電気と自動車、それぞれの未満率及び影響率の推定値となります。

それぞれ、現在の金額から1円刻みで970円までの影響率を記載してございます。

次に、35ページからを御覧ください。

今年度の賃金改定状況調査結果の概要になります。

37ページからの各表のデータは、AからDのランク別に記載がなされております。

山梨県はBランクですので、Bランクの欄をそれぞれ赤枠で囲っております。

37ページの第1表には、本年になってから賃金引上げを実施した事業所、引下げを実施した事業所、賃金改定を実施しない事業所などの割合が記載されております。

次に40ページと41ページを御覧ください。

第4表の丸1は男女別の賃金上昇率を、第4表の丸2は一般労働者、パート労働者別の賃金上昇率を業種別に示しています。

製造業の欄が参考になるかと思えます。

次に45ページと46ページを御覧ください。

これは、47ページからの各種経済指標の主なポイントを取りまとめた一覧表となります。

この表の真ん中辺りの、ページの列には、各資料が何ページにあるかを示しておりますので、後で各資料を御確認いただく際に御活用ください。

審議資料の説明は以上になります。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見なし。)

(鷹野部会長)

資料をよく御覧いただき、もし何かありましたら、次回でもよいので、御質問ください。

【議 事 (3) 基本的見解の発表及び改正審議】

(鷹野部会長)

それでは、次に議題の 3、基本的見解の発表及び改正審議に入ります。

まず、労使各側から、金額審議に臨む基本的見解を発表していただきます。

最初に、電気関係の労働者側からお願いします。

(小林委員)

それでは、電気関係について、私、小林のほうから。

皆さんのほうにも資料があると思いますが、それを読み上げまして、基本的見解とさせていただきます。

金額改正にあたっての労働側の基本的見解。

2021年山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業特定産業別最低賃金の改正にあたり、労働者側委員の基本的見解について、下記のとおり述べさせていただきます。各委員の皆様の御理解をよろしくお願いします。

1、日本経済は2020年度の名目成長率がマイナス 3.9 パーセント、物価変動の影響を取り除いた実質成長率がマイナス 4.6 パーセントとなる、これは2021年 6 月の 2 次速報、など厳しい状況にあります。

政府は、月例経済報告、2021年 5 月、において、景気の基調判断を、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している、としています。

一方、政府の緊急事態宣言などにより、人や企業の活動が大きく制限され、2020年 5 月を中心に大きく落ち込んだ鉱工業指数の生産・生産者出荷は、鉱工業全体として回復しており、特に電子部品、デバイス工業の生産は、以前よりも高い水準で推移しております。

一方、県内の雇用状況に目を向けてみますと、2021年 8 月 31 日発表の県内有効求人倍率については 1.29 倍、正社員有効求人倍率は 0.85 倍と、昨年と比べても好転してきておりまして、7 月 1 日発表の企業短期経済観測調査、これは日銀甲府支店のものですけれども、こちらにおいても、製造業における業況判断 D I は、16 と好転しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、社会のデジタル化に対します期待が高まると予想されている中、第 4 次産業革命と呼ばれる、I o T やビッグデータ、ロボット、人工知能 A I などの急速な発展を受けまして、電機産業として、これらの技術、社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なモノづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されています。

このように経済成長、社会への貢献と、新たな雇用の創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保といった面からも、法定電気最低賃金金額改正の取り組みは必要であると考えております。

2、電機産業は山梨県内における主要産業の一つであり、雇用者数のみならず、生産額、出荷額などにおいてもウエイトが高く、山梨県経済における重要な役割を担っている一方で、すそ野の広い産業構造にもなっています。

そういったことから産業内の賃金格差が大きい実態にあります。

従いまして、電機産業に関わる労働者の生活安定と事業の公正競争確保を図るうえで、適正水準への改善は必要不可欠であり、電気産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、この取り組みは必要であると考えております。

表については、それぞれデータとしてお示しをさせていただいております。

特に電機連合としては、2021年闘争において、開発、設計職基幹労働者賃金を中心に、賃金水準改善として1,000円の引き上げを図りました。

こうした結果を法定電気最低賃金に反映する必要があるものと考えております。

表のほうは、参考に見ていただければ、と思います。

上記3の取り組みの中で、電機連合各加盟組合は、企業内のミニマム基準となります企業内最低賃金について金額改定要求を行い、月額16万4500円の水準となりました。

この水準の時間当たりの換算額は1,054円程度となります。

同じ産業で働きます労働者の公正な賃金決定と均等、均衡処遇の実現に向けて水準重視により電機連合加盟組合の企業内最低賃金1,054円程度と特定最低賃金との格差改善を求めます。

電気産業の最低賃金は、ほかの製造業に比べて相対的に低い実態にあることから、計画的な格差改善を求めていきたいと思っております。

以上です。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

質問等は後ほど一括していただくことにしまして、続いて電気関係の使用者側をお願いします。

(一之瀬委員)

はい、それでは一之瀬から電気関係の使用者側見解を述べさせていただきます。

まず、はじめに。

新型コロナウイルス感染症は、国民の半数以上が2回目のワクチン接種を終え、大きな山場であった第5波も沈静化しつつあります。

政府では、19都道府県に発令されている緊急事態宣言を解除するとともに、各種緩和措置による経済活動の正常化を目指しており、今後の回復には大きな期待を寄せています。

しかしながら、長期化している感染症の影響は、企業の業績を大きく二極化させ、業種間の格差のみならず、規模の大小や取扱商品、製品の差によるものなど、その要因は多岐にわたっています。

特に小規模事業者の中には、いまだ回復の見通しが立たず、各種助成金や制度融資を利用することによって懸命に事業継続と雇用維持に努めている多くの企業が存在するのが実態です。

当特定最賃の審議は、公正競争ケースとして、賃金の不当な切り下げを防止し、事業の公正競争を確保するために行われます。

審議に臨みましては、公正競争を阻害する要因の有無、また公正競争を確保するために妥当な賃金水準など、本来的な材料についての根拠ある審議をお願いするとともに、いまだ感染症の影響から抜け出せない小規模事業者の事業継続と雇用維持に特段の配慮をお願いいたします。

山梨県の経済及び雇用の状況。

9月10日に日本銀行甲府支店より公表された山梨県金融経済概観によりますと、県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から、サービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直しているとし、県内の景気判断を8か月連続で据え置きました。

電気機械および電子部品、デバイスの生産状況は、高めの水準ながら据え置きとされ、日銀甲府支店長は、首都圏で緊急事態宣言が延長されており、当面は宿泊や飲食などを中心に下押し圧力が強い、と先行きについて不安を述べています。

また、県内の中小企業製造業のD I値においては、売上高プラス15、前年同期比プラス85、収益状況マイナス15、前年同月比プラス30、景況感マイナス5、前年同月比プラス65、となり、全体的には改善の傾向が見られるものの、個々の業種や取扱商品による差が顕著となっています。

機械部品加工業の経営者からは、顧客の業種により受注に明暗が分かれており、売り上げは増加したが収益は悪化したとの声があり、景気回復の二極化の影響とみられる不安定な経営状況が報告されています。

今年度の審議における使用者側の基本的見解。

以上のとおり、各種経済指標から全体的な傾向をみると、昨年同時期に比べ

感染症の影響が改善しつつあることが伺われます。

しかし、いまだ感染症の先行きは不透明であり、最大の課題は、回復が二極化している中であって大きく影響を受けている事業者及びそこで働く労働者をいかにして守れるかということです。

当特定最賃は、公正競争ケースとして過去に審議を重ねてきた結果、Bランクの中でもトップクラス、上位3番目の最低賃金額に到達しており、公正競争を確保する基準はクリアしているものと考えます。

また、山梨県の賃金構造基本統計調査結果によりますと、当特定最賃の対象となる業種の時間換算額は、平成30年の2,105円から令和2年には1,846円と金額で259円のマイナス、率で12.3パーセントのマイナスになっていることから、コロナ前からの2年間で特定最賃額との格差は拡大していません。

一方、今年度の山梨県地域別最低賃金は大幅に引き上げられました。

感染症の影響が大きい事業者にとって、これ以上の負担は経営危機を招きかねず、ひいてはそこで働く皆様の職場を奪うことにもつながりかねません。

使用者側といたしましては、当特定最賃金額は、すでに公正競争を確保する基準にあるものと認識しております。

そして、いまだ感染症の影響が継続し、先行きの不透明感が残る中であっては、弱小事業者の事業継続と雇用維持が必要であり、これを最優先とした審議を行いたいと考えております。

以上です。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

続きまして、自動車関係の労働者側、お願いします。

(桜井委員)

桜井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、自動車、同附属品製造業の最低賃金改定に対する労働者側の基本的見解を述べさせていただきます。

御手元の資料にありますとおり、一ぱつ、山梨県内の景気及び生産動向。

こちらは、それぞれ、日銀甲府支店、山梨中央銀行、甲府財務事務所が公表しているデータを抜粋しているものでございますので、申し訳ございませんが読み上げは割愛させていただきます。

雇用の状況、こちらは、8月に発表されました労働局のデータを活用させていただきます。

7月、これが最新データですので、7月の有効求人倍率前月比0.03ポイント

の上昇、ちなみに5月が1.25倍、6月が1.26倍、7月が1.29倍という状況です。

次に、県外への流出ということですが、こちらは2021年高校卒業者の県外就職内定者数、こちらを流出率としてあらわしております。

就職内定者数の約11パーセントが県外への流出というような状況となっております。

続きまして2ぽつ。

山梨県内の2021年春闘賃上げ結果ということで、連合山梨のほうで集計されましたデータになっております。

299人から100人の企業、賃上げ額が1,033円、3組合ございます。100人未満の企業1,745円、10組合ございます。ちなみに2020年度の賃上げ額も記載させていただきました。

補足になりますけれども、大きく賃金を上げた企業、これは、制度の見直し等そういったものでございますが、その企業をそれぞれマイナスして3組合、10組合という表記をしております。

続きまして3ぽつ。

県内の賃金と自動車、同附属品製造業最低賃金の時間当たり919円との水準の比較を表しております。

2019年度と2020年度と2年間表記しております、製造業の女性、時間給が1,247円、製造業の男性が1,403円、差額はそれぞれ、328円、484円という状況です。

続きまして、高卒初任給。こちらでも製造業の女性、男性という形で記載しております、2020年度の製造業女性の初任給が179,600円、時間給に換算しますと1,033円、製造業の男性が174,600円、時間給に換算しますと1004円、という結果になっております。

2019年度の初任給も記載しております。

続きまして、次ページ。4ぽつ、金属労協、JCMの2021最賃交渉方針ということで丸1。

同一企業内における正規労働者と非正規労働者だけでなく、大企業と中小企業、組織労働者と未組織労働者なども含めた賃金格差を是正し、同一価値労働同一賃金を基本とした均等、均衡処遇を実現する水準へ引き上げる。

丸2、人への投資の観点から、日本の基幹産業である金属産業の、労働の価値にふさわしい賃金水準を確立するため、底支えの役割を果たす特定最低賃金を引き上げることを目指す。

丸3、地域別最低賃金を上回る水準を確保し、その水準差を維持しつつ、さらに基幹産業労働者にふさわしい水準への引き上げを図る。少なくとも地域別最低賃金の引き上げ額以上の引き上げを確保する。

5 ぽつ。まとめとしまして、丸 1、新型コロナウイルス感染症の影響により県内経済は厳しい状況が続いているが、製造業を中心に基調は持ち直しているという調査結果である。

丸 2、厳しい状況にはあるものの組織労働者の賃金は上昇し、短時間労働者の時給も大幅に上昇している。また、高卒初任給については時給換算で 1,000 円超という結果である。

以上の結果を含め、若者を中心とした有望な労働者の県外流出に歯止めをかけることはもちろん、組織労働者との格差是正、非正規労働者の処遇改善の動きもある中、当該産業に働く労働者の生活の確保、事業の公正競争確保を図ることからも、今年度の組織労働者の賃上げ結果に準拠した金額の引き上げが必要であると考えます。

各委員の皆様のご理解をお願いいたします。

以上です。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

引き続き自動車の使用者側、よろしく申し上げます。

(川島委員)

自動車関係は、私、川島のほうから報告させていただきたいと思います。

その前に、資料の上から 2 行目の右端にある「ドラフト」という文字を消していただきたいと思います。申し訳ございません。よろしく申し上げます。

では読み上げます。

令和 3 年山梨県自動車・同附属部品製造の最低賃金審議に関する使用者側の見解。

今年度の山梨県自動車、同附属部品製造の最低賃金の審議について、使用者側として以下に見解を述べる。

新型コロナ感染の影響で自動車部品の受注、生産は大きく落ち込み、厳しい状況が続いている。さらに、急激な世界経済の拡大により、原材料、動燃費の高騰が続き、経営環境に大きな影響を与えている。

特に資金力の乏しい中小、零細企業ではこの上昇した価格を転嫁することが困難であり、その影響による倒産や廃業の危機に瀕している。

政府や自治体の各種支援策などに依存し、経営を維持している企業は少なくない。

資金繰り緩和効果も薄まる時期を迎えており、新型コロナ感染前の水準に売り上げが戻る見込みもなく、環境悪化で倒産や廃業がさらに加速する可能性も

危惧される。

新型コロナ感染関連破綻は、再び増勢をうかがっており、予断を許さない状況が続いている。

また、半導体メーカーの火災以降、海外での新型コロナ禍によるロックダウンの影響により、半導体供給不足や部品不足による自動車減産の影響は、2020年末の第1波から今回の第2波と続き、さらには第3波、第4波、第5波と続く懸念も否定できず、部品業界も対応に苦慮している。

このように先行き不透明な状況は、疲弊している経営に追い打ちをかけているのが現状である。

今後さらに、自動車業界においても、これまでのエンジン主体の自動車から、カーボンニュートラル実現に向けたEV化が加速され、異業種の参入や部品業者の統廃合が進むと考えられている中、自動車産業の生産拠点は賃金の安い東南アジア等へ、メーカー主導を含めて移管が加速しており、国内の部品業界の危機感はますます高まっている。

新型コロナ感染は終息が見えず、大手製造業でも業界生き残りに苦慮している中、中小、零細企業にとってはさらに深刻で、倒産、廃業の選択をせざるを得ない状況に直面している。

使用者側として事業を継続して雇用を守ることが最大の責務であると考えており、賃金支払能力が低下している状況にある中、取り巻く環境を打破するために苦慮しているのが現状である。

新型コロナ化における中小、零細企業の窮状を考慮し、賃金支払余力に焦点を当てることが重要であり、事業存続と雇用の維持を最優先とすべきであり、自動車、同附属部品製造業の適用事業所を維持するためにも、当専門部会における特定最低賃金の審議には慎重な検討と適切な判断を要望いたします。

以上でございます。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

双方から基本的見解を公表していただきましたが、それに対して議論にわたらない範囲で、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

(各側委員)

(意見なし。)

(鷹野部会長)

よろしいですか。

何かあれば、次回、質問いただいても結構です。

【議 事 (4) その他】

(鷹野部会長)

それでは、次の議事、4 その他に入ります。
労働側何かありますか。

(労働者側委員)

(なし。)

(鷹野部会長)

使用者側何かありますか。

(使用者側委員)

(なし。)

(鷹野部会長)

それでは、事務局からお願いします。

(賃金室長)

次回の専門部会の日程についてですが、電気の専門部会は、10月7日木曜日午前10時から、自動車の専門部会は、10月5日火曜日午後1時30分から、いずれも山梨労働局の1階大会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(鷹野部会長)

事務局、今回は冒頭に金額提示をしていただくことでよろしいですね。

(賃金室長)

今年もその方針でよろしければ。

(鷹野部会長)

昨年から審議の効率化のため、労使双方から金額を前日までに提示していただくこととしています。

次回の冒頭では、個別折衝に入る前に、事前に提示いただいた金額を、双方

から改めて表明していただきます。

金額の理由等の説明があれば、併せてお願いします。
よろしいでしょうか。公益委員から何かありますか。

(公益委員)

(なし。)

(鷹野部会長)

他にないようでしたら、以上をもちまして、本日の第1回合同専門部会を終了します。

なお、本日の議事録の確認は、労働者側は小林委員、使用者側は一之瀬委員をお願いします。

本日はお疲れ様でした。